

石岡らしい景観まちづくりに取り組むために

# 景観形成基準

石岡市は、筑波山、霞ヶ浦に望み、古代常陸国の国府のあった時代から受け継がれてきた歴史あるまちです。良好な景観形成のため、景観に与える影響が大きい建築、開発等の行為は、市へ届出を行い、石岡らしい景観を創出します。

## ◆景観形成基本方針◆

奈良時代に常陸国の国府が置かれた石岡市は、常陸国衙、常陸国分寺、常陸国分尼寺が建てられ、政治と文化の中心地として発展してきました。中世には佐竹氏による街割りの基盤整備が行われ、近世には常陸府中藩の陣屋が置かれるとともに水戸街道の宿場町として発展するなど、歴史的に整備された都市基盤が重なり、現在の石岡市のかたちをかたどってきました。石岡市の都市構造には、先人たちが見いだした美しい景観の遺伝子が受け継がれています。

石岡市では、このように歴史的に受け継がれる「景観論理」を将来へと引き渡し、良い景観の構造や素材を守り・生かし、新たな価値を加えて整備することにより、石岡市ならではの「景観構造」と「景観価値」の創造を目指します。

### ①景観資源をつなぐ骨格をいかした景観づくり

筑波山に代表される山並みの景観には、恋瀬川等の豊かな水系を中心として、山並みを見上げる良好な眺望点が多く点在しています。こうした地点をつなぐ、緑と水を中心とする自然景観の軸線を意識した景観づくりを行います。

### ②自然、歴史・文化それぞれの資源を活用した地域の景観づくり

中心市街地の近代建築物等に代表される歴史ある景観のほか、八郷地区の自然・農業景観、霞ヶ浦の水の豊かな景観において、それぞれの資源を生かしながら、地域ならではの景観づくりを図ります。

### ③協働による景観づくりへの取り組みの推進

良好な景観の形成に努めることは、市民、事業者、行政の義務・責任です。個性ある、親しみの持てる景観構築のため、市民自らが景観を意識し、事業者も協調して景観の向上に取り組むことが大切です。また行政は、情報提供や人材交流の促進、助成等の支援を行うことにより、協働による景観形成の仕組みづくりを推進します。



◆景観形成基準◆

(1) 建築物（市内全域（先導的な景観形成地区除く））

区分	制限内容																																	
位置及び規模	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物の位置及び規模は、周辺の景観との調和や連続性に配慮する。</li> <li>・特に、周辺の家並みの連続性に配慮する。（街なかでは壁面線を揃えるよう配慮する、集落では敷地内の建築物の位置を周辺と揃えるなど）</li> <li>・建築物の位置は、道路、公園等公共的な空間に接する場合、歩行者等に圧迫感や威圧感を与えないよう配慮する。（隣接部分の高さを抑える、オープンスペースを設けるなど）</li> <li>・山稜の近傍では、その稜線を乱さないよう配慮する。</li> <li>・水辺の近接では、その公共性を確保しつつ、水辺の景観との調和や親水性に配慮する。</li> </ul>																																	
形態意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物の形態意匠は、当該地区の景観の特性を確認し、周辺の景観との調和や連続性に配慮するとともに、建築物全体として統一感のあるものとするよう配慮する。</li> <li>・屋根・屋上は、建築物本体との調和に配慮する。また、屋外階段、バルコニー等を設ける場合も、同様に配慮する。</li> <li>・壁面や屋上の設備は、露出しないよう設置し、やむを得ず露出する場合は、建築物との調和や周囲の緑化に配慮する。</li> <li>・当該建築物が、道路、公園等公共的な空間に接する場合は、歩行者等に圧迫感や威圧感を与えないよう配慮する。（開口部を設ける、分節化するなど）</li> <li>・歴史的な建造物等に近接する場合は、歴史的景観を損なうことのないよう配慮する。</li> <li>・商業・業務地区では、歩行者への開放感と賑わいを創出するよう配慮する。</li> </ul>																																	
色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物の外壁及び屋根のベースカラーは、「別表1. 建築物・工作物の色彩に関する基準」に基づく色彩とする。</li> <li>・ただし、基準を超えない色彩でも、長大な壁面等で周辺景観への影響が大きいと判断される場合や、屋外広告物を想起するような色彩の場合には、明度や彩度、配色の工夫、緑化等により、周辺の景観との調和に配慮する。</li> <li>・アクセントカラー（誘目性の高い色彩）は、周辺の景観との調和に配慮し、慎重に用いる。</li> <li>・歴史的価値又は文化的価値の高い建築物や、地域の良好な景観形成に貢献すると判断される建築物については、この基準は適用されないものとする。</li> <li>・表面に着色を施していない木材や土壁、漆喰等の自然素材等の素材色については、この基準は適用されないものとする。</li> </ul> <p>別表1. 建築物・工作物の色彩に関する基準</p> <table border="1" data-bbox="209 1216 1369 1328"> <tr> <td>色相</td> <td>R</td> <td>YR</td> <td>Y</td> <td>GY</td> <td>G</td> <td>BG</td> <td>B</td> <td>PB</td> <td>P</td> <td>RP</td> </tr> <tr> <td>明度</td> <td colspan="10">2以上</td> </tr> <tr> <td>彩度</td> <td colspan="5">4以下</td> <td colspan="5">2以下</td> </tr> </table> <p>（日本工業規格Z8721に定めるマンセル表色系による）</p>	色相	R	YR	Y	GY	G	BG	B	PB	P	RP	明度	2以上										彩度	4以下					2以下				
色相	R	YR	Y	GY	G	BG	B	PB	P	RP																								
明度	2以上																																	
彩度	4以下					2以下																												
材料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物の材料は、周辺の景観との調和や連続性に配慮する。</li> <li>・耐久性に優れ、時間とともに周辺景観に溶け込む素材の活用に配慮する。</li> </ul>																																	
その他（外構・植栽等）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・敷地内は、できる限り緑化するよう配慮する。その際、形状や樹勢の優れた既存の樹木がある場合は、その活用に配慮する。また、地域で親しまれている樹木を選択する等、周辺の植生との調和に配慮する。</li> <li>・工業地区では、外周部の植栽等で、できる限りの緑化に配慮する。</li> <li>・店舗面積が1,000㎡を超える建築物の場合は、当該地域の良好な景観の創出に努め、道路等の公共的な空間から視認可能な範囲に植栽を行うよう配慮する。（商業地域、近隣商業地域を除く）</li> <li>・駐車場、駐輪場は、道路等の公共的な空間から見えにくい構造や位置となるよう配慮し、やむを得ず道路等の公共的な空間に面する場合は、植栽等により修景措置を講じる。</li> <li>・ごみ集積所、自動販売機、その他設置物等を設置する際には、建築物全体や周辺景観との調和に配慮する。</li> <li>・塀、柵等を設置する場合は、周辺の景観との調和や連続性に配慮するとともに、道路等の公共的な空間に威圧感を与えることのないよう配慮する。また、できる限りの緑化に配慮する。</li> <li>・広告物、サイン等は、建物本体の形態意匠や色彩、周辺景観と調和する配置・形態意匠となるよう工夫する。</li> <li>・照明設備の設置にあたっては、落ち着いた適度な明るさとなるよう配慮するとともに、回転灯、ネオン管、サーチライト等の光による過剰な演出をしないものとする。</li> </ul>																																	

(先導的な景観形成地区)

区分	制限内容																																		
	朝日地区	フルーツライン、ふるさと農道沿線																																	
位置及び規模	<ul style="list-style-type: none"> <li>建築物の位置及び規模は、周辺の景観との調和や連続性に配慮する。</li> <li>建築物の位置は、道路、公園等公共的な空間に接する場合、歩行者等に圧迫感や威圧感を与えないよう配慮する。(隣接部分の高さを抑える、オープンスペースを設けるなど)</li> <li>延床面積が 1,000 m<sup>2</sup> を超える建築物の位置は、歩行者等に圧迫感や威圧感を与えないために、道路側に側壁面が位置しないよう配慮する。</li> <li>建築物の高さは、歴史的建造物と調和した景観を創出するため、10m以下とする。</li> <li>建築物の位置は、水辺に近接する場合、公共性を確保しつつ、水辺の景観との調和や親水性に配慮する。</li> </ul>																																		
形態意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>建築物の形態意匠は、当該地区の緑豊かな地域の文化を反映した里山景観に配慮し、公共的な空間から視認できる範囲を和風とする。また、周辺の景観との調和や連続性に配慮するとともに、建築物全体として統一感のあるものとするよう配慮する。</li> <li>屋根は、瓦、茅葺き、または瓦に似た意匠とする。また、事業所、工場等で屋外階段、バルコニー等を設ける場合も、建築物本体との調和に配慮する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>建築物の形態意匠は、当該地区の周辺の良好な里山景観へと続く田園と樹林地との調和や連続性に配慮するとともに、建築物全体として統一感のあるものとするよう配慮する。</li> <li>屋根・屋上は、建築物本体との調和に配慮する。また、屋外階段、バルコニー等を設ける場合も、同様に配慮する。</li> </ul>																																	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>歴史的な建造物等に近接する場合は、歴史的景観を損なうことのないよう配慮する。</li> <li>壁面や屋上の設備は、露出しないよう設置し、やむを得ず露出する場合は、建築物と調和させ、公共的な空間から視認できる範囲は緑化する。</li> </ul>																																		
色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>建築物の外壁及び屋根のベースカラーは、無彩色とする。やむを得ず無彩色以外とする場合でも、「別表2. 建築物・工作物の色彩に関する基準」に基づく色彩とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>建築物の外壁及び屋根のベースカラーは、「別表2. 建築物・工作物の色彩に関する基準」に基づく色彩とする。</li> </ul>																																	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>ただし、基準を超えない色彩でも、長大な壁面等で周辺景観への影響が大きいと判断される場合や、屋外広告物を想起するような色彩の場合には、明度や彩度、配色の工夫、緑化等により、周辺の自然景観に配慮する。</li> <li>アクセントカラー（誘目性の高い色彩）は、周辺の景観との調和に配慮し、慎重に用いる。</li> <li>歴史的価値又は文化的価値の高い建築物や、地域の良好な景観形成に貢献すると判断される建築物については、この基準は適用されないものとする。</li> <li>表面に着色を施していない木材や土壁、漆喰等の自然素材等の素材色は、この基準は適用されないものとする。</li> </ul> <p>別表2. 建築物・工作物の色彩に関する基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>R</th> <th>YR</th> <th>Y</th> <th>GY</th> <th>G</th> <th>BG</th> <th>B</th> <th>PB</th> <th>P</th> <th>RP</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>明度</td> <td colspan="3">2 以上</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>彩度</td> <td colspan="3">4 以下</td> <td colspan="8">—</td> </tr> </tbody> </table> <p>(日本工業規格 Z8721 に定めるマンセル表色系による)</p>		色相	R	YR	Y	GY	G	BG	B	PB	P	RP	明度	2 以上			—	—	—	—	—	—	—	彩度	4 以下			—						
色相	R	YR	Y	GY	G	BG	B	PB	P	RP																									
明度	2 以上			—	—	—	—	—	—	—																									
彩度	4 以下			—																															
材料	<ul style="list-style-type: none"> <li>建築物の材料は、周辺の景観との調和や連続性に配慮する。</li> <li>耐久性に優れ、時間とともに周辺景観に溶け込む素材の活用に配慮する。</li> <li>光沢性のある素材や、反射光の生じる素材を壁面の過半にわたって使用することのないようにする。</li> </ul>																																		
外構・植栽	<ul style="list-style-type: none"> <li>延床面積が 1,000 m<sup>2</sup> を超える建築物では、公共的な空間に接する範囲に中・低木を植栽し、周辺環境に配慮する。</li> <li>駐車場、駐輪場は、道路等の公共的な空間から見えにくい構造や位置とし、公共的な空間に接している範囲は、植栽等により修景措置を講じる。</li> <li>塀、柵、門等を設置する場合は、周辺の景観との調和や連続性に配慮するとともに、道路等の公共的な空間に威圧感を与えることのないよう配慮する。また、生垣等、できる限りの緑化に配慮する。</li> <li>敷地内は、周辺の自然との調和に配慮し、高木・中木・低木の適切な配置に努め、できる限り緑化する。その際、既存の樹木がある場合は、その活用に配慮する。また、地域で親しまれている樹木を選択するなど、周辺の植生との調和に配慮する。</li> </ul>																																		
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>ごみ集積所、自動販売機、その他設置物等を設置する場合には、建築物全体や周辺景観との調和に配慮する。特に、自動販売機は、周辺の歴史的景観や自然景観に配慮し、茶や黒系統等、落ち着いた色彩のものとする。</li> <li>広告物、サイン等は、建物本体の形態意匠や色彩、周辺景観と調和する配置・形態意匠となるよう工夫する。</li> <li>照明設備の設置にあたっては、落ち着いた色のある適度な明るさとなるよう配慮するとともに、回転灯、ネオン管、サーチライト等の光による過剰な演出をしないものとする。</li> </ul>																																		

(2) 工作物 (市内全域 (先導的な景観形成地区除く))

区分	制限内容
形態意匠、 位置及び規模、 素材	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工作物の位置及び規模は、周辺の景観との調和や連続性に配慮するとともに、主要な眺望点からの眺望や、主要な観光資源を阻害することがないように配慮する。</li> <li>・当該工作物が、道路、公園等公共的な空間に接する場合は、歩行者等に圧迫感や威圧感を与えることのないように、その位置及び規模、形態意匠、素材に配慮する。</li> <li>・工作物の形態意匠は、当該地区の景観の特性を確認し、周辺の景観との調和や連続性に配慮する。また、工作物全体として統一感のあるものとするよう配慮するとともに、建築物と一体で建設する場合には、建築物本体との形態意匠の統一感に配慮する。</li> </ul>
色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工作物のベースカラーは、「別表1. 建築物・工作物の色彩に関する基準」に基づく色彩とする。</li> <li>・ただし、基準を超えない色彩でも、周辺景観への影響が大きいと判断される場合や、屋外広告物を想起するような色彩の場合には、明度や彩度、配色の工夫、緑化等により、周辺の景観との調和に配慮する。</li> <li>・アクセントカラー（誘目性の高い色彩）は、周辺の景観との調和に配慮し、慎重に用いる。</li> <li>・歴史的価値又は文化的価値の高い工作物や、地域の良い景観形成に貢献すると判断される工作物については、この基準は適用されないものとする。</li> <li>・表面に着色を施していない木材や土壁、漆喰等の自然素材等の素材色は、この基準は適用されないものとする。</li> </ul>

(先導的な景観形成地区)

区分	制限内容	
	朝日地区	フルーツライン、ふるさと農道沿線
位置及び規模	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工作物の位置及び規模は、周辺の景観との調和や連続性に配慮する。</li> <li>・工作物の位置は、公園等公共的な空間に接する場合、公共的な空間に威圧感を与えることのないよう、公共的な空間から視認できる範囲を緑化する。</li> <li>・工作物の高さは、歴史的建造物と調和した景観を創出するため、原則10m以下とする。</li> <li>・工作物を建築物と一体で建設する場合には、建築物本体と統一感のある形態意匠とするよう配慮する。</li> <li>・工作物の位置及び規模は、本市の主要な眺望点からの眺望や、主要な観光資源を阻害することがないように配慮する。</li> <li>・工作物の位置は、水辺に近接する場合、公共性を確保しつつ、水辺の景観との調和や親水性に配慮する。</li> </ul>	
色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺の歴史的建築物や景観との調和に配慮し、「別表2. 建築物・工作物の色彩に関する基準」に基づくものとする。そのうちベースカラーの色相は、Y、YR、R系統のものとする。</li> <li>・彩度が高い等、誘目性の高い色彩は、アクセントカラーとして建物及び周辺景観との調和に配慮し、慎重に用いる。</li> </ul>	

(3) 開発行為 (市内全域 (先導的な景観形成地区除く))

区分	制限内容
方法等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・長大なのり面や擁壁が生じないように、できる限り現況の地形をいかす。</li> <li>・のり面は、できる限りゆるやかな勾配とし、緑化等による修景措置を講じる。</li> <li>・擁壁は、前面の緑化等により景観への影響の軽減に努め、周辺景観との調和に配慮する。</li> </ul>

(先導的な景観形成地区)

区分	制限内容	
	朝日地区	フルーツライン、ふるさと農道沿線
方法等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・長大な のり面や擁壁が生じないように、できる限り現況の地形をいかす。</li> <li>・のり面は、できる限りゆるやかな勾配とし、緑化等による修景措置を講じる。</li> <li>・擁壁は、自然石の石積み風の形態意匠、前面の緑化等により景観への影響の軽減に努め、周辺景観との調和に配慮する。</li> </ul>	

(4) 廃棄物等の堆積 (市内全域 (先導的な景観形成地区除く))

区分	制限内容
方法等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積は、周辺の景観を乱さぬよう配慮し、可能な限り高さを抑え、積み上げ方等を整然とするよう配慮する。</li> <li>・周囲から目立たぬよう、植栽等により修景措置を講じる。</li> </ul>

(先導的な景観形成地区)

区分	制限内容	
	朝日地区	フルーツライン、ふるさと農道沿線
方法等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積は、周辺の景観を乱さぬよう配慮し、可能な限り高さを抑え、積み上げ方等を整然とするよう配慮する。</li> <li>・周囲から目立たぬよう、生垣等により遮蔽する。</li> </ul>	